



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府三三)

〔規 則〕

○ 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則(国家公安委七)

○ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則(同八)

○ 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(同九)

○ 指定車両移動保管機関等に関する規則を廃止する規則(同一〇)

○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則(同一一)

〔告 示〕

○ 交通の方法に関する教則の一部を改正する件(国家公安委九)

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(平成十九年度平成二十年三月分)(財務省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人建築研究所役員の任命、型式適合認定関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

府

令

○ 内閣府令第三十三号

道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)の一部及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第四百十九号)の施行に伴い、並びに道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条第十項(同条第二十二項、同法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の三第一項、第七十一条の六第一項、第九十三条第三項、第九十七条第四項、第一百一条第三項、第一百零二条第五項、第一百零八条の二第三項及び第九十九条の二第二項並びに道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二十六条第三号及び第二十六条の四の二の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年五月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の七」を、「第九条の七の二」に改める。

第七条の二中、「第十六条第三号」を、「第十六条第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(警察署長による公表)

第七条の二の二 法第五十一条第十項(同条第二十二項並びに法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公表は、法第五十一条第六項(法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。)(の規定により保管した車両の使用若しくは所有者、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者若しくは法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者が判明するまでの間又は法第五十一条第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

第七条の六の次に次の一条を加える。

(車両移動保管関係事務の委託)

第七条の六の二 法第五十一条の三第一項の内閣府令で定める法人は、同項に規定する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察署長が認める法人とする。

第七条の九中、「第十七条の六第一項」を、「第十七条の五第一項」に改める。

第九条の二の次に次の一条を加える。

(普通自動車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害)

第九条の二の二 令第二十六条第三号の内閣府令で定める身体の障害は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる障害とする。

第九条の六中、「まで」の下に、並びに第七十一条の六第一項及び第二項」を加える。